

## ■ 免許の申請について

本ソフトウェア製品を利用してアマチュア局を遠隔操作するには、「無線局事項書及び工事設計書」の備考欄に必要事項を記載するとともに、適合説明資料を添付して申請・変更手続きをおこなってください。

- 「無線局事項書及び工事設計書」の「15 備考」欄には、遠隔操作に使用するネットワーク形態に応じて、「第〇〇送信機は、インターネット／有線LAN／無線LANにより遠隔操作をおこなうものです。」と記載してください。（記載例参照）
- 「無線局事項書及び工事設計書」に添付する適合説明資料は、遠隔操作に使用するネットワーク形態に応じて、巻末の適合説明資料をご利用ください。

なお、適合説明資料の参考記載例を、弊社ホームページ <http://www.icom.co.jp/> に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

※記載例は、遠隔操作に関する申請・変更手続きのすべてのケースにあてはまるものではありません。そのため、実際に適合説明資料を作成するときは、お客様が構築した環境に合わせて記載していただけますようお願いいたします。

### 【重要】

◎サーバー局とクライアント局間での通信に、無線LANをご利用になるときは、強固なセキュリティー確保のために、以下の条件を満たす機器・設定にしてください。

- 暗号化方式 : WPA-PSK、またはWPA2-PSKを搭載
- 暗号鍵 : 英数字を取り混ぜた21桁以上を設定

◎免許人は、遠隔操作時の障害に対して、直ちに無線機本体での動作状態を確認し、必要に応じて電源断等の措置を講じてください。

### 電波法審査基準の要件(第15アマチュア局 26アマチュア局の遠隔操作)

アマチュア局の遠隔操作(人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備の遠隔操作を除く。)について次のいずれの条件にも適合する場合に限ること。

- (1) 電波の発射の停止が確認できるものであること。
- (2) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。
- (3) 連絡線は、専用線であること。ただし、次に掲げる場合を除く。
  - ア リモコン局によりレピーター局又はアシスト局の遠隔操作を行う場合
  - イ インターネットの利用により遠隔操作を行う場合であって、次の(ア)及び(イ)の要件に適合するもの
    - (ア) 免許人以外の者がインターネットの利用により無線設備を操作できないよう措置しているものであること。
    - (イ) 運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御をしているものであり、その具体的措置が確認できるものであること。
- (4) 電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生したときから3時間以内において速やかに電波の発射を停止できることが確保されているものであって、その具体的方法が確認できるものであること。
- (5) 無線局事項書の参考事項の欄に、遠隔操作が行われること及びその方法(専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として(1)及び(3)イに掲げる要件に適合することを説明した書類を添付するものであること((3)イについてはインターネットの利用の場合に限る。))。
- (6) インターネットの利用により遠隔操作を行う場合においては、無線設備の操作を行う場所を通信所としないこと。

◇「無線局事項書及び工事設計書」への記載例

(工事設計書は、適合説明資料の添付となります。)

| 無線局事項書及び工事設計書 |   |  |  |         |    |   |        |  |  | ※整理番号  |   |
|---------------|---|--|--|---------|----|---|--------|--|--|--------|---|
| 1 申請(届出)の区分   | <input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許  |  |  | 2 免許の番号 | A第 | 号 | 3 呼出符号 |  |  | 4 欠格事由 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 14 変更する欄の番号   | <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 16  |  |  |         |    |   |        |  |  |        |   |
| 15 備考         | <p>① 移動する局の場合は、「工事設計書」の欄に記載している送信機の台数 _____ 台</p> <p>② 現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号 _____ 免許の番号 _____ 呼出符号 _____</p> <p>③ 過去にアマチュア局を開設していた場合であって、そのアマチュア局の廃止又は免許の有効期間満了の日から6ヶ月を経過していないときは、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号 _____ 呼出符号 _____</p> <div style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>ここに、遠隔操作に使用するネットワーク形態に応じた理由を記載してください。</p> <p>【記載例】</p> <p>第〇〇送信機は、インターネットにより遠隔操作をおこなうものです。</p> <p>第〇〇送信機は、有線LANにより遠隔操作をおこなうものです。</p> <p>第〇〇送信機は、無線LANにより遠隔操作をおこなうものです。</p> </div> |  |  |         |    |   |        |  |  |        |   |

ここに、遠隔操作に使用するネットワーク形態に応じた理由を記載してください。

【記載例】

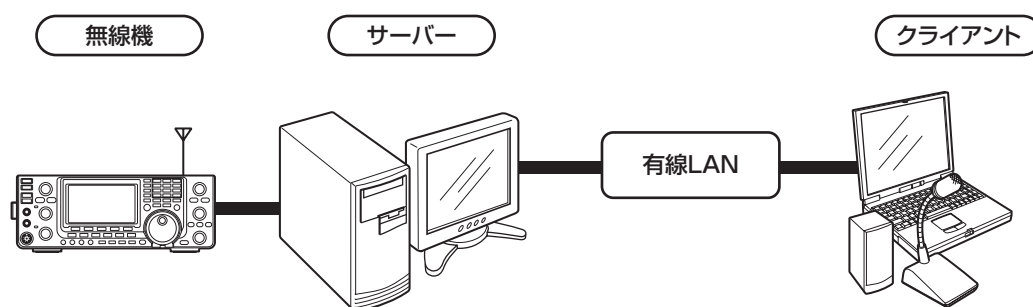
第〇〇送信機は、インターネットにより遠隔操作をおこなうものです。

第〇〇送信機は、有線LANにより遠隔操作をおこなうものです。

第〇〇送信機は、無線LANにより遠隔操作をおこなうものです。

「専用線を利用したアマチュア局の無線設備の遠隔操作」について、当該工事設計書に添付する適合説明資料  
(宅内リモート：有線LANを利用)

1. 遠隔操作を行う送信機 : 第\_\_\_\_\_送信機
2. 送信機の名称 : IC-
3. 遠隔操作を行うためのソフトウェア : RS-BA1  
操作所側パーソナルコンピューター及び送信所側パーソナルコンピューターのそれぞれにRS-BA1 (IPリモートコントロールソフトウェア)をインストールし運用する。
4. 遠隔操作の構成図



5. 「アマチュア局の遠隔操作について」の適合説明

(1)電波の発射の停止が確認できるものであること。

操作所からRS-BA1 (IPリモートコントロールソフトウェア)を使用する遠隔操作部のパーソナルコンピューターで、当該無線機の表示部と同様の表示および操作が可能となっており、免許人が常に無線設備を監視及び制御でき、電波の発射の停止も確認できるものです。

なお、遠隔操作時の障害に対しては、直ちに無線機本体での動作状態を確認し、必要に応じて免許人が電源断等の措置を図るものです。また、RS-BA1により送信所と操作所に設置するPC間の伝送路(有線LAN)は、チェック信号により随時(60秒毎)その異常を確認し、異常を検出した場合には、当該無線機は受信状態になる機能となっており、安全性も確保されているものです。

(2)免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。

RS-BA1の使用による送信所の無線設備の遠隔操作は、操作部において他人がアクセス出来ないようにID、パスワード(8～16桁)によるセキュリティ管理を行っているもので、免許人以外の者が操作出来ないように措置しているものです。

(3)連絡線は、専用線であること。

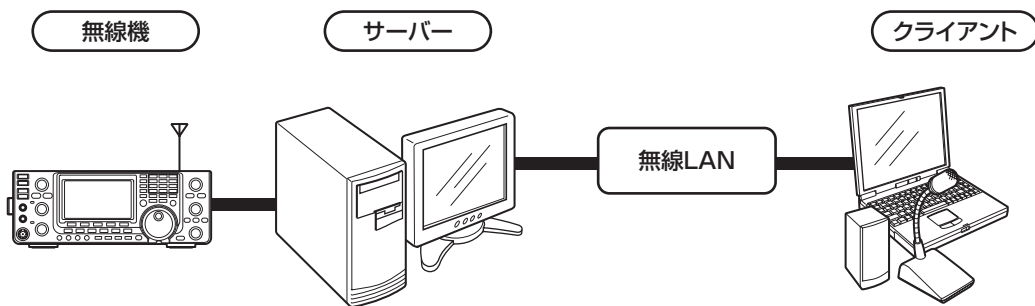
宅内リモートにつき該当しないものです。

(4)電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生したときから3時間以内において速やかに電波の発射を停止できることが確保されているものであって、その具体的方法が確認できるものであること。

宅内リモートにつき該当しないものです。

「専用線を利用したアマチュア局の無線設備の遠隔操作」について、当該工事設計書に添付する適合説明資料  
(宅内リモート：無線LANを利用)

1. 遠隔操作を行う送信機 : 第\_\_\_\_送信機
2. 送信機の名称 : IC-
3. 遠隔操作を行うためのソフトウェア : RS-BA1  
操作所側パーソナルコンピューター及び送信所側パーソナルコンピューターのそれぞれにRS-BA1 (IPリモートコントロールソフトウェア)をインストールし運用する。
4. 遠隔操作の構成図



5. 「アマチュア局の遠隔操作について」の適合説明

(1) 電波の発射の停止が確認できるものであること。

操作所からRS-BA1 (IPリモートコントロールソフトウェア)を使用する遠隔操作部のパーソナルコンピューターで、当該無線機の表示部と同様の表示および操作が可能となっており、免許人が常に無線設備を監視及び制御でき、電波の発射の停止も確認できるものです。

なお、遠隔操作時の障害に対しては、直ちに無線機本体での動作状態を確認し、必要に応じて免許人が電源断等の措置を図るものです。また、RS-BA1により送信所と操作所に設置するPC間の伝送路(無線LAN)は、チェック信号により随時(60秒毎)その異常を確認し、異常を検出した場合には、当該無線機は受信状態になる機能となっており、安全性も確保されているものです。

(2) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。

RS-BA1の使用による送信所の無線設備の遠隔操作は、操作部において他人がアクセス出来ないようにID、パスワード(8～16桁)によるセキュリティ管理を行っているもので、免許人以外の者が操作出来ないように措置しているものです。

(3) 連絡線は、専用線であること。

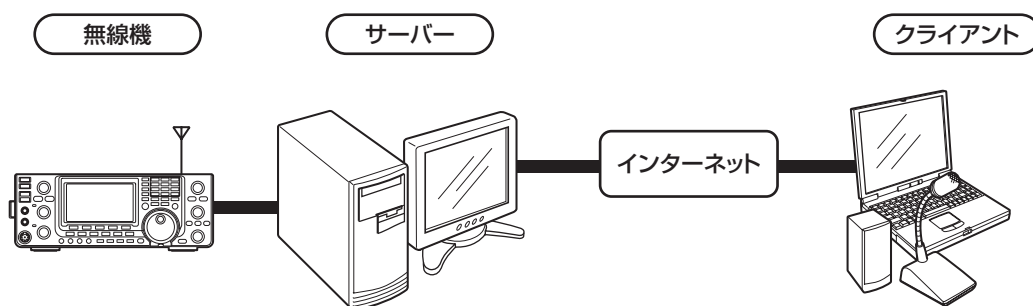
宅内リモートにつき該当しないものです。

(4) 電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生したときから3時間以内において速やかに電波の発射を停止できることが確保されているものであって、その具体的方法が確認できるものであること。

宅内リモートにつき該当しないものです。

「専用線を利用したアマチュア局の無線設備の遠隔操作」について、当該工事設計書に添付する適合説明資料  
(別宅リモート：インターネットを利用)

1. 遠隔操作を行う送信機 : 第\_\_\_\_送信機
2. 送信機の名称 : IC-
3. 遠隔操作を行うためのソフトウェア : RS-BA1  
操作所側パーソナルコンピューター及び送信所側パーソナルコンピューターのそれぞれにRS-BA1 (IPリモートコントロールソフトウェア)をインストールし運用する。
4. 遠隔操作の構成図



5. 「アマチュア局の遠隔操作について」の適合説明

(1)電波の発射の停止が確認できるものであること。

操作所からRS-BA1 (IPリモートコントロールソフトウェア)を使用する遠隔操作部のパーソナルコンピューターで、当該無線機の表示部と同様の表示および操作が可能となっており、免許人が常に無線設備を監視及び制御でき、電波の発射の停止も確認できるものです。

なお、遠隔操作時の障害に対しては、直ちに無線機本体での動作状態を確認し、必要に応じて免許人が電源断等の措置を図るものです。また、RS-BA1により送信所と操作所に設置するPC間の伝送路(インターネット)は、チェック信号により随時(60秒毎)その異常を確認し、異常を検出した場合には、当該無線機は受信状態になる機能となっており、安全性も確保されているものです。

(2)免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。

RS-BA1の使用による送信所の無線設備の遠隔操作は、操作部において他人がアクセス出来ないようにID、パスワード(8~16桁)による管理を行っているもので、免許人以外の者が操作出来ないように措置しているものです。

(3)インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御をしているものであり、その具体的措置が確認できるものであること。

上記(1)に同じ

(4)電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生したときから3時間以内において速やかに電波の発射を停止できることが確保されているものであって、その具体的方法が確認できるものであること。

免許人は、電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生したときには、自動車その他の移動手段を用い3時間以内に駆け付け電波の発射を停止するものです。

遠隔操作所の所在地： \_\_\_\_\_

送信所の所在地： \_\_\_\_\_

注：遠隔操作所の所在地と送信所の所在地は、自動車等を利用して\_\_\_\_時間以内の移動距離です。